

○刈谷市水道事業及び下水道事業審議会条例(令和6年3月27日条例第16号)
(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、刈谷市水道事業及び下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 水道事業及び下水道事業の適正かつ効率的な経営を図るため、審議会を置く。

(所掌事務)

第3条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 水道事業及び下水道事業の経営及び計画全般に関する事項

(2) 水道料金及び下水道使用料に関する事項

(3) 市長からの諮問に関する事項

(4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 各種団体を代表する者

(3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができない。

（意見の聴取等）

第8条 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、水資源部水道課及び下水道課において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正）

2 刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第50号を第51号とし、第49号の次に次の1号を加える。

（50）水道事業及び下水道事業審議会委員 日額 6,400円

第4条第2項ただし書中「第2条第1項第50号」を「第2条第1項第51号」に改める。